

熊本県公報

第 1 1 4 3 5 号
平成 18 年 7 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告示
○ 道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 公共測量の終了……………(監理課) 1
- 開発行為工事完了……………(建築課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………(商工政策課) 2
- “ ”……………(“ ”) 2
- 開発行為工事完了……………(建築課) 3
- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 3
- 掲載依頼
- 企業局にかかる平成 18 年度定期監査結果に関する報告……………(監査委員事務局第一課) 3
- 平成 18 年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の開催……………(交通安全・青少年課) 4
- ころの医療センターにかかる平成 18 年度定期監査結果に関する報告……………(監査委員事務局第一課) 4

告 示

熊本県告示第 780 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	大多尾新 合線	天草市新和町中田芥子木場 1343 番 3 地先から 同 所 1343 番 3 地先まで	前	5.5	46.0	単 防 災
			後	7.1		
			前	11.0	46.0	
			後	24.2		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 26 日

公 告

熊本県公告第 566 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を終了する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（道路台帳作成）	平成 17 年 10 月 17 日から 平成 18 年 3 月 15 日まで	熊本市合志地区

熊本県公告第 567 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字大窪 1744 番 1、同 1744 番 3 及び同 1744 番 6
2,968.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 文紀
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 麗玉
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 紀夫
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 葵
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 萌
合志市御代志 1744 番地 2
丸本 文平
熊本市帯山二丁目 12 番 51 号
林 明俊
熊本市帯山二丁目 12 番 51 号
林 奈美
熊本市帯山二丁目 12 番 51 号
林 明紀

熊本県公告第 568 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 1 月 30 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーミカエル・BOOKS あんとく山鹿店
山鹿市大字山鹿字黒田 755-1 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 交通事故対策及び渋滞緩和対策について、十分な対策を講じること。特に隣接県道への右折出庫防止について必要な対策をとること。
 - (2) 夜間照明については、光害とならないように配置すること。
 - (3) 閉店後の駐車場については、施錠し管理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 18 年 7 月 26 日から平成 18 年 8 月 26 日まで

熊本県公告第 569 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 2 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により水俣市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー水俣店
水俣市古賀町二丁目 63
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 店舗内の防火対策は万全に行うこと。
 - (2) 歩行者の通行の安全と利便性を確保するための配慮、通学路の交通安全対策及び

- 交通整理のための人員配置等の適切な対策を講じること。
- (3) 室外機については、できる限り低騒音型を使用し、設置場所についても敷地中央側に設置する等の検討をすること。
 - (4) 子育て支援について
 - ・トイレ内に子どもと一緒に入れるようチャイルドシートの設置。
 - ・安心してオムツ交換や授乳ができ、休憩場所としても使用可能なスペースの確保。
 - (5) 駐車場から左折し、栄町・浜線（水光社）側へ通行する車両が多くなり、交通渋滞が予測されるので、その対応を検討すること。
 - (6) 水俣市公共下水道への接続及び占用については、関係課と協議し適切な手続きを行うこと。
 - (7) 児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じること。
 - (8) 商工会議所に加入すること。
 - (9) 商店街のイベントに積極的に協力すること。
 - (10) 出店する以上は長期にわたり地元のために頑張り、消費者のニーズに応えるとともに中心市街地の集客増につながるよう努めて欲しい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
 平成 18 年 7 月 26 日から平成 18 年 8 月 26 日まで

熊本県公告第 570 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
 平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 荒尾市荒尾字上川後田 4160 番 242、同 4160 番 282、同 4160 番 283 及び同川登字大谷 2050 番 35
 2,761.72 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市練兵町 1 番地
 株式会社肥後銀行

熊本県公告第 571 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成 18 年 7 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	秋津	平成 11 年 10 月 7 日	平成 18 年 2 月 10 日	熊本県

登載依頼

熊本県監査委員公告第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 18 年 6 月 1 日から 2 日まで及び 6 月 30 日に実施した熊本県企業局の平成 18 年度定期監査の結果を同条第 9 項の規定に基づき公表する。
 平成 18 年 7 月 26 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
 同 月 待 孝 一
 同 竹 口 博 己
 同 馬 場 成 志

- 1 監査対象期間 平成 17 年度
- 2 監査の主眼
 - ① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
 - ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- 3 監査結果
 財務事務の執行及び事業の経営管理について、概ね、適正であった。
 また、計数についても関係諸帳簿、証拠書類と照合点検の結果、正確であることを確認した。

なお、軽易な事項については、その都度注意を行った。
 企業局にあっては、平成 18 年 2 月に策定された経営基本計画（第二期）に沿って、適正かつ円滑な事業執行を行われたい。

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議公告第 1 号

平成 18 年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議を次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 7 月 26 日

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議
 会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
 平成 18 年 8 月 1 日（火）
 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
 熊本市水前寺公園 28 番 51 号
 熊本テルサ
- 3 議題
 - (1) 県民会議の活動について
 - (2) 活動功労団体表彰要項案について
 - (3) 県の犯罪情勢・県民会議構成員の取組について
 - (4) 子どもの見守り体制モデル事業について
 - (5) 活動事例発表
 - (6) 意見交換
 - (7) その他
- 4 傍聴者の定員
 10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議事務局（熊本県環境生活部交通安全・青少年課）
 （電話 096-333-2293）

熊本県監査委員公告第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 18 年 5 月 31 日から 6 月 2 日まで及び 6 月 30 日に実施した熊本県立こころの医療センターに係る平成 18 年度定期監査に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき公表する。

平成 18 年 7 月 26 日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	月 待 孝 一
同	竹 口 博 己
同	馬 場 成 志

- 1 監査対象期間
 平成 17 年度
- 2 監査の主眼
 - ① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
 - ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- 3 監査の結果
 - 報告公表事項
 監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。
 - (1) 県立病院としての使命及び役割と経営の方向性の検討について
 病院の経営状況は、平成 16 年度までの上昇傾向から反転し、平成 17 年度は平成 16 年度を下回ったところであるが、医業収入の確保については高水準を保っている。しかし、平成 18 年度以降も、調理の全面業務委託等の経営改善をなすものの、今後とも厳しい状況が予想される。
 病院では地方公営企業法の総則及び財務規定しか適用していない（一部適用）ため、病院に人事権及び予算編成権がなく、医療スタッフの確保など、日々変化する状況に迅速かつ的確に対応することが困難になっている。
 これまで以上の経営改善を進めるためには、病院自らが強力なリーダーシップを発揮できる経営権限を持ち、結果責任を明確にしていくような経営体制が望まれる。ちなみに、九州各県では、精神科以外の一般科目も含んだ県立病院すべて

(佐賀県を除く)において、平成18年度までに地方公営企業法の全部適用や指定管理者制度といった新しい経営体制への移行を完了している。

このため、平成19年度までの予定で本年3月に「こころの医療センターあり方検討委員会」での検討が始められたところであるが、あるべき県立病院の経営体制を迅速に決定し、自立的な経営が確保できる経営体制の整備を急がれたい。

(2) 医療スタッフの確保対策について

病院職員は、医師をはじめ看護師、薬剤師、臨床心理士、ケースワーカー等多数の職種で構成されているが、職員給与費の医業費用に占める割合が、75.5%と非常に高い状況にあることから、現在の職員の配置(職種・人数)状況や業務量を早急に再検討し、正規職員による業務の峻別を行い、非正規職員の活用や業務委託により、一層の経営改善を推進されたい。

なお、非常勤職員及び臨時職員の任用については、病院の状況に合致した勤務形態、職種、人数を弾力的に任用できるしくみと質の高い人材を安定的に確保することが可能な処遇を整えられたい。

(3) その他

ア 公金の徴収事務の委託について

診療報酬等に係る公金の徴収事務については、医療事務(医事日常業務等)を受託している事業者が行い、企業出納員が金融機関へ払い込んでいるが、公金の徴収事務を私人に委託した旨の告示及び当該公金の納入義務者の見やすい方法による公表(地方公営企業法施行令第26条の4)がなされていないほか、徴収金が受託者により出納取扱金融機関へ払い込まれていない(地方公営企業法施行令第26条の4第2項及び県会計規則第29条)ため、地方公営企業法施行令及び県会計規則に沿った事務の執行をなされたい。

イ 退職給与金について

収支に大きな影響を与える退職給与金については、病院と知事部局等の在職期間に応じたところで、案分の方法により病院以外の知事部局等に勤務していた期間の退職金相当額は、一般会計から病院会計に負担されるよう検討されたい。

ウ 手数料について

精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る診断書交付手数料は県手数料条例の規定に沿って徴収されたい。

